

新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免の特例に対する基準

令和 2年 5月20日訓令第 2号

(趣旨)

第1条 この基準は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）の影響により収入が減少した被保険者等に対し、三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年三重県後期高齢者医療広域連合条例第36号。以下「条例」という。）第18条第1項の規定に基づき、保険料を減免することに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者の要件)

第2条 保険料の減免の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響により、その者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負った被保険者

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、その者の属する世帯の生計を主として維持する者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、かつ、次のアからウまでのいずれにも該当する被保険者
ア その者の属する世帯の生計を主として維持する者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

イ その者の属する世帯の生計を主として維持する者の前年の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第7条第1項に規定する他の所得と区別して計算される所得の金額（地方税法第314条の2第1項各号及び第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額）の合計額（以下「合計所得金額」という。）が1,000万円以下であること。

ウ その者の属する世帯の生計を主として維持する者の減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

(保険料の減免額)

第3条 対象者のうち、前条第1号に規定する者については、同一世帯に属する被保険者の保険料の額の全部を減免する。

2 対象者のうち、前条第2号に規定する者については、次の算定方法により保険料から減免する。

【減免額の算定】

【表1】で算出した対象保険料額に、【表2】の世帯の生計を主として維持する者の前年の合計所得金額の区分に応じた減免割合を乗じて得た額

【減免額の計算式】

$\text{対象保険料額} \times \text{減額又は免除の割合} = \text{保険料減免額}$ $(A \times B / C) \qquad (D)$

【表 1】

$\text{対象保険料額} = A \times B / C$
<p>A：同一世帯に属する被保険者について算定したそれぞれの保険料額</p> <p>B：世帯の生計を主として維持する者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額（減少することが見込まれる事業収入等が2以上ある場合はその合計額）</p> <p>C：被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額</p>

【表 2】

世帯の生計を主として維持する者の 前年の合計所得金額	減額又は免除の割合 (D)
300万円以下であるとき	全部
400万円以下であるとき	10分の8
550万円以下であるとき	10分の6
750万円以下であるとき	10分の4
1000万円以下であるとき	10分の2

(注) 世帯の生計を主として維持する者の事業等の廃止や失業の場合には、世帯の生計を主として維持する者の前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料額の全部を免除する。

(減免の対象となる保険料)

第4条 減免の対象となる保険料は、令和元年度分及び令和2年度分の保険料であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているものとする。

(保険料の減免申請)

第5条 保険料の減免を受けようとする者は、三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例施行規則（平成20年三重県後期高齢者医療広域連合規則第3号）第39条第1項に規定する後期高齢者医療保険料減免申請書（様式第62号）及び収入及び資産の調査に関する同意書（様式第63号）を広域連合長に提出するものとする。

(減免申請の適用期間)

第6条 条例附則第9条の広域連合長が別に定める日は、令和3年3月31日とする。

附 則

この基準は、公布の日から施行する。